

2010年10月14日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

他部等の所管に属しない事項の調整に係る個人情報を
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴
う本人通知の省略について（答申）

2010年9月21日付けで諮問（第451号）された他部等の所管に属しない
事項の調整に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴
う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2010年8月25日付けで、警視庁池上警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項の規定（「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」）に基づき、捜査のため、行政総務課で保有する、定額給付金申請・受給者情報の照会があった。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提供することが義務

付けられている場合に該当せず、提供にあたっては、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、警視庁池上警察署司法警察員に対し定額給付金申請・受給者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 定額給付金申請・受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

定額給付金申請・受給者に係る以下の情報

①定額給付金交付事実の有無

交付事実のある場合

②受給年月日

③受給時の住所

④受給金額

⑤受給方法（銀行振込みの場合は、金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義人、連絡先）

イ 目的外に提供する相手方

警視庁池上警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外の提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項では「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁、公共団体、及びその他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事及び市町村長は、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかしながら、本件照会は、捜査の適正かつ迅速な対応のため、正当な請求権を有した警視庁池上警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられているものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的必要性について、警視庁池上警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、本件定額給付金申請・受給者が当署において捜査中の殺人事件に関与している可能性が高い。」とのことであり、また、本件の目的外に提供する個人情報は、定額給付金の給付に関する事務に係る個人情報であり、定額給付金が金銭の給付を伴

うものであるため、「申請・受給者の立ち回り先や口座情報の確認等を行うなど、捜査上極めて重要な情報である。」とのことである。

したがって、本件の目的外の提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、予めその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかしながら、本件の目的外の提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知を行った場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことについて、捜査機関に確認をしたものである。

したがって、本人に通知しないことについて、合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 捜査関係事項照会書（池上．特 第2260号）

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した警視庁池上警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、本件定額給付金申請・受給者が当署において捜査中の殺人事件に関与している可能性が高い。」とのことである。また、実施機関では、当該情報が定額給付金の給付に関する事務に係る個人情報であり、定額給付金が金銭の給付を伴うものであるため、申請・受給者の立ち回り先や口座情報の確認等を行うなど、捜査上極めて重要な情報で、捜査に必要であることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、予めその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、実施機関では、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上